

各事業所・施設ご担当者様

奈良県福祉医療部障害福祉課
自立支援・療育係

令和2年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出について（通知）

日頃は、県の障害福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、令和2年度分（令和2年4月から令和3年3月までのサービス提供分）を算定する事業者は、次のとおり、福祉・介護職員等特定処遇改善加算届出書等の提出が必要となりますので、提出期限までに提出してください。

記

（1）提出期限

令和2年2月28日（金）〔当日消印有効〕

※提出期限までに届出が無い場合、令和2年4月サービス提供分からの算定はできません。
（期限以降の提出については、最短で5月サービス提供分からの算定となります。）

※令和元年度に当該加算を算定している場合でも、令和2年4月以降に加算の算定を行うためには、改めて届出が必要です。（届出がないことについての督促等はいりません。）

（2）提出書類

- ①特定処遇改善計画書（別紙様式2）・・・全事業所提出
- ②指定権者内事業所一覧表（添付書類1）・・・全事業所提出・指定権者毎に作成
- ③届出対象都道府県内一覧表（添付書類2）・・・該当の事業所のみ提出 ※1
- ④都道府県状況一覧表（添付書類3）・・・該当の事業所のみ提出 ※1
- ⑤職員分類の変更特例に係る報告（添付書類4）・・・該当の事業所のみ提出 ※2
- ⑥特別な事情に係る届出書（別紙様式4）・・・該当の事業所のみ提出 ※3
- ⑦介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
 - ・障害児関係事業所は「障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書」
 - …全事業所提出
- ⑧介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
 - ・障害児関係事業所は「障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」
 - …全事業所提出

- ※1 対象事業所が奈良県指定と奈良市指定にまたがる場合…③が必要
対象事業所が複数の都道府県にまたがる場合…④が必要
- ※2 事業所内配分における職員分類の変更特例を適用する職員がいる場合に提出する。
- ※3 事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合に提出する。

(3) 各種様式について

<http://www-cms.pref.nara.jp/item/222316.htm#itemid222316>

(4) 提出先

- ・持参又は郵送にて提出

【持参】

奈良県庁主棟 3 階障害福祉課まで

【郵送先】

〒630-8501

奈良市登大路町 30

奈良県福祉医療部障害福祉課 自立支援・療育係

- ※ 封筒に「令和 2 年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算届出在中」と明記してください。

(5) 留意事項

- ・ 1 により届出た内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしてください。
- ・ 各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、実績報告書を提出してください。（実績報告については別途通知します。）
なお、実績報告の際に、賃金改善額が加算算定額を上回っていない場合は、全額返還になりますので、ご注意ください。
- ・ 複数の事業所等を一括して届け出る場合で、指定権者が複数いる時は、同一の計画書を各指定権者へ提出してください。

【照会先・提出先】

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県福祉医療部障害福祉課 自立支援・療育係

電話：0742-27-8513 FAX：0742-22-1814